

1 芳生苑、健楽苑について

Q1 和寒町の特別養護老人ホーム「芳生苑」はどのような施設ですか？

「芳生苑（ほうせいえん）」は昭和51年に開設後、今年で49年目を迎える高齢者の福祉施設です。要介護3以上の介護認定を受けている人が24時間日常生活上の介護を受けられる100名定員の入所施設です。今（R7.2.1）は46名の方が入所されています。

その他に、ご家族の不在などの理由で介護の必要な方を一時的にお預かりするサービス（短期入所（ショートステイ））も行っています。この場合は要介護認定を受けていることが必要です。

Q2 老人デイサービスセンター「健楽苑」はどのような施設ですか？

「健楽苑（けんらくえん）」は平成6年に開設後、今年で31年目を迎えます。在宅で生活している要介護や要支援の認定を受けた方を対象に入浴、昼食、日常動作訓練などの支援が日帰りを受けられ、ご家庭の介護負担を和らげるためにも利用されています。利用の際にはご自宅まで送迎を行います。現在は1日平均15名の方が利用されています。

Q3 現在の「芳生苑」を使い続けられないのですか？

施設は49年経って、老朽化しており、これまで給排水や暖房設備などの修理を繰り返しながら運営を続けています。今後も大規模な修繕を行わなければならない可能性があります。

また、「芳生苑」の利用されている部屋のほとんどが4人用で、室内が狭く、ベッドが隣接しているため、個々のプライバシー保護は難しく、またインフルエンザやコロナなどの感染症拡大の危険性が常にあります。

Q4 なぜ施設を建て替えなければならないのですか？

現施設は近い将来、大規模な改修が必要となります。その改修には多額の費用がかかること、改修期間中は施設の機能を停止しなければならないことなど課題があるため、町議会との検討も踏まえ総合的に「新たな施設を整備することが望ましい」と判断しました。

Q5 なぜ「芳生苑」に入所する人が少ないのでしょうか？

平成27年度に介護保険法の大きな改正があり、以来、介護状態が重い（要介護3以上）方しか入所することができなくなりました。このことにより入所対象となる方が減少し、今では定員を大きく下回る状況となっています。一方で、要介護2以下であっても在宅生活に不安を感じて町外の福祉施設などに入居される方が増えています。

Q6**「芳生苑」「健楽苑」で働く職員数は確保されていますか？**

全国的に介護施設で働くスタッフが減少しており、特に地方に行くほどこの問題は大きくなっています。スタッフ不足を理由に介護の必要な方の入所を制限する施設も出てきています。「芳生苑」も職員の確保に大変苦労していますが、職員不足を理由に入所の制限をしてはいません。

Q7**「芳生苑」の経営は大丈夫ですか？赤字ではないのですか？**

令和7年3月末までは和寒町社会福祉協議会が町の指定管理者として経営していただいています。老朽化施設の維持費や入所者の減少による収益の悪化、人件費や物件費の高騰のため経営状況は大変厳しく、町は毎年1億円以上の支援を和寒町社会福祉協議会に行ってきています。このままの状態が続くことは何としても食い止めなければなりません。

4月からは社会福祉法人ゆうゆう（当別町）が新たな指定管理者として施設運営を行い、これまで以上のケアの向上と事業収支の改善を図ることをめざしていきます。

Q8**ゆうゆうが「芳生苑」「健楽苑」の指定管理者になると、
今働いている職員はどうなりますか？**

運営主体は変わりますが、今「芳生苑」と「健楽苑」で働いている社会福祉協議会の職員が社会福祉法人ゆうゆうの職員となり、引き続き介護サービスを提供していきます。

Q9**「芳生苑」の利用料はどのようになっていますか？**

特別養護老人ホームの利用料は、介護サービスを受ける料金（原則1割負担）と「居住費（部屋代）」「食費」を合わせた金額となります。

入所者の要介護度で段階的に決められていて、また年金収入や預貯金などの資産によって軽減が設けられています。月額24,000円～97,590円の負担となります。

Q10**「健楽苑」の利用料はどのようになっていますか？**

健楽苑を利用する場合は、介護サービス料（原則1割負担）と入浴代（要介護1～5のみ、1回40円）、昼食代（1食600円）がかかります。

介護サービス料は要支援の方は月額1,798円～3,621円、要介護の方は1回につき678円～1,172円自己負担となります。また、非課税世帯には町の半額助成が受けられます。

Q11**新たな施設ができると「芳生苑」「健楽苑」はどうするのですか？**

「芳生苑」と「健楽苑」は用途を廃止し、建物や跡地の有効活用を検討します。

2 新たな福祉施設の運営主体について

Q12 「民設民営」とはどのようなことですか？

「芳生苑」と「健楽苑」は、町が整備し、社会福祉協議会が指定管理者として管理運営する「公設民営」です。「民設」とは民間が整備することで、その民間が運営していくのが「民設民営」です。新たな福祉施設は「民設民営」で進めています。

Q13 なぜ町が「芳生苑」を運営しないのですか？

持続可能な行政のためのスリム化と歳出抑制を考えて民間に運営していただくことが最善であると考えています。また、民間の競争原理による建設整備費のコスト削減のほか、知見やアイデアを活かしたサービスの向上、柔軟な事業展開、赤字経営の改善が期待できます。

Q14 和寒町社会福祉協議会が「芳生苑」を運営することはできないのですか？

町から社会福祉協議会に整備運営について打診をしました。その結果「施設を整備する知識や能力を持つ人材がない。経営改善をして将来的に自立できる可能性が低いため、整備運営をする主体として受けることはできない。」と回答を受けました。

Q15 なぜ「社会福祉法人ゆうゆう」が整備することになったのですか？

町は平成 31 年に旭川社会福祉法人などに引き受け先を相談しましたが、コロナ禍でもあったため議論が進みませんでした。その後、施設の建て替えだけでなく在宅のサービスも考慮した複合的な構想を策定する必要が出てきたことから、令和 5 年度に「ふくしのまちづくり基本構想・基本計画」を策定しました。その「ふくしのまちづくり基本構想」に携わり、経営ノウハウや専門的な知見、強固な人的ネットワークを持つ『社会福祉法人ゆうゆう』へ施設整備と運営について要請を行い、それに応えていただきました。

Q16 「社会福祉法人ゆうゆう」とはどんな団体ですか？

石狩郡当別町を中心に、『「ひとりの想い」を文化にする。』を理念に、設立当初から「支え手」「受け手」の関係を超えた支えあいの仕組みづくり、地域づくりを行っている社会福祉法人※です。

障がいをもつ子どもや大人の支援として、放課後等デイサービス、障がい者の総合相談やグループホーム、生活介護、居宅介護、レストランやケーキ屋での就労支援など様々な福祉サービスを提供している他、高齢者への支援として居宅介護支援事業、有償ボランティアの育成・コーディネート、子どもの学習支援や共生型農園、障がい者の芸術文化の推進にも取り組まれています。

※社会福祉法人とは、営利を目的とはせず、社会的な福祉や支援を提供することを目的として社会福祉法に基づいて設立されている法人です。その運営や活動において社会的責任や公益性を重視し、地域社会に貢献することを使命としています。

3 新たな福祉施設の介護サービスについて

Q17

今「芳生苑」「健楽苑」で行っているサービスは
これからも継続されますか？

現在提供している「施設入所」「短期入所（ショートステイ）」「通所介護（デイサービス）」は継続されます。

Q18

新たな特別養護老人ホームの定員は45名と聞きました。
その規模で希望される方が入所できるのですか？

現在（R7.2.1）は46名が入所され、入所を申し込んでいる方は5名いますが、今すぐ入所を希望している方は少ない状況です。85歳以上の人口推計から現在の利用者と同等の数で計画していますので、利用希望にはしっかりと対応できると考えています。また施設を利用する前の在宅サービスを今以上に充実していくことも検討しています。

Q19

特別養護老人ホームの「ユニットケア」とは何ですか？

10名程の少人数単位で介護をするスタイルで、一人ひとり個室でプライバシーが確保され、個室を出ると「リビングスペース」が設けており、日中は食事やイベントを楽しむなど、一人ひとりの個性や生活リズムに合わせた家庭の延長のような感覚で生活できます。

新たに整備する施設は15名を一つのユニットとしていますが、大人数が苦手な方にも配慮したリビングが計画されています。

Q20

新たな施設は優先的に町民が利用できますか？

町からの補助を受けて施設整備をする以上、町民サービスを優先するのは当然のことです。

Q21

一人ひとりの個室になると今よりも利用料は増えるのですか？

整備される特別養護老人ホームは「ユニット型個室」を検討しているため、現在の多床室よりも利用者負担額が高くなります。ただし、介護保険制度により、低所得者には利用者負担の減免制度が設けられています。

Q22

短期入所（ショートステイ）のサービスは継続されるのですか？

短期入所は在宅で介護されているご家族の方が病気や休養、冠婚葬祭、旅行等の理由で介護ができないときに、一時的に施設を利用するサービスです。現在の利用状況は1日平均1～2人の利用です。短期入所専用の部屋を用意せず、入退きのタイミングや入院で空いている部屋を利用（空床利用型）することとしています。利用したいときに空きがない場合は介護支援専門員（ケアマネージャー）が他施設を含めて利用調整を行います。

皆様からの疑問やご質問をお受けしています。

和寒町保健福祉課 地域福祉推進室 TEL0165-32-2000

こちらの
お問い合わせフォーム
をご利用ください。

